

【2020年4月1日改正法施行】どうなる!? “派遣の同一労働同一賃金”

「働き方改革」で  
派遣法はこう変わる!派遣先企業のための  
「派遣法改正による留意点」

働き方改革の“同一労働同一賃金”の一環として改正派遣法が2020年4月に施行されます(大企業・中小企業とも)。これにより企業は、派遣労働者の公正な待遇の確保に向け「派遣先との均等・均衡」か「派遣元での労使協定」のどちらかの方式の選択が義務付けられることになりました。

本セミナーでは、これまで改正を重ねて複雑になっている労働者派遣法の基礎知識と実務ポイントを押さえたうえで、今回改正への対応実務を分かりやすく解説します。

日程

令和元年

6月26日(水)

申込み締切/6月21日(金)

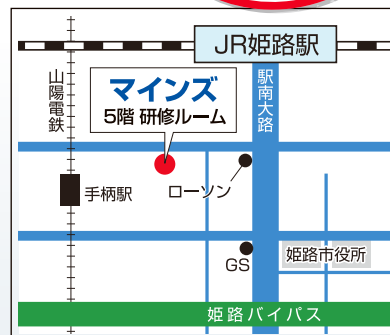
どこよりも  
詳しく解説  
します!!

時間

午前 / 10:00~12:00 (受付 9:40~)

午後 / 14:00~16:00 (受付 13:40~)

場所

株式会社マインズ5階 研修ルーム  
(姫路市東延末2丁目24番アークビル)

対象者

経営者・人事労務担当者 午前・午後 各30名程度

(現在派遣を活用中の企業さま・派遣を検討中の企業さま・改正派遣法のポイントを確認したい、どう対応してよいのか分からない担当者さま)

セミナー参加申込み書

FAX: 079-225-8867

<b>参加希望セミナー</b> <small>ご希望の参加時間にチェックしてください</small> <input type="checkbox"/> 午前 / 10:00~12:00 <input type="checkbox"/> 午後 / 14:00~16:00	企業様名	参加人数(1社2名まで)	人
	ご住所		
	連絡先電話番号	ご担当者様	